

【特集】

平成30年4月 鳥取市は『中核市』に

中核市は、政令指定都市に次ぐ権限が認められた都市制度です。中核市になると、これまで真打受けてきた保健所をはじめとするさまざまな分野の業務を担うことができるところになります。これにより、市民のニーズをより一層細やかに区別することになり、今まで以上にサービスが向上します。また、中核市は、近隣の自治体と協力することによって、圏域全体の発展に取り組むための拠点と位置づけられます。中核市への移行は、市民サービスのさらなる向上と、山陰東部圏域のさらなる発展を促すものです。

【都市制度】

大	事務権限	小
政令指定都市 (人口50万人以上) 大崎市、神戸市、岡山市、広島市など全国で20市	中核市 (人口20万人以上*) 姫路市、鳥取市、高松市など全国で45市 (平成27年4月現在)	特別市* 堺市の堺市など全国で38市 (平成27年3月末で廃止)
	一般市 全国で688市	

*平成27年4月からは、中核市と特別市の制度が廃止され、中核市の人口要件が120万人以上に引き上げられました。

より良いサービスを提供

中核市になると、保健所の業務など、保健衛生や福祉、環境、都市計画、教育などの分野において、都道府県で行っている業務の多くを取り扱えるようになります。市民に身近な市役所(市庁舎)がより多くの事務を担当することで、各種の手続きの簡素化やスピードアップ、きめ細かな相談ができるようになるなど、サービスがレベルアップします。

山陰東部圏域全体の発展に向けて

中核市は、「連携中核都市」として、近隣の自治体とともに圏域の発展の中心的役割を果たすことが期待されています。医療・福祉・雇用・教育など市民生活に重要な分野の課題

は、本市だけでなく近隣の自治体とも密接な関わりがあります。本市が中核市としての役割を果たし、これらの課題に近隣の自治体とともに取り組んでいくことで、東部圏域全体のさらなる発展につなげていくことをめざしています。

中核市移行は

山陰東部圏域発展の礎



人口が減少していくという状況を前にして、自治体が財政を維持し、市民のみならず必要とするサービスを継続させていくためには、これまで以上の努力が必要です。中核市移行を契機に、駅周辺を整備して健康・子育て支援の拠点を整備することにより、生涯を通じ

てライフステージに応じたサービスをインストールして提供できるようになります。このようなサービスの充実が、中核市へ移行する大きなメリットです。さらに、中核市移行の契機は、山陰東部圏域全体の発展に向けて鳥取中核都市圏の形成を機軸に、取り組みを進めていきます。中核市への移行は、鳥取市が今後さらに発展・発展していくための基礎になるものです。鳥取市の発展のため、市民のみならず、しっかりと取り組んでまいります。

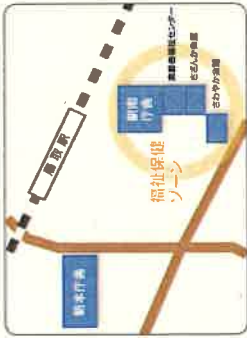
新たな保健所は市が設置・運営

中核市になると市は独自に保健所を設置する必要があります。保健所の業務については、スムーズな移行をめざして順々の調整を進めています。

また、新たな保健所は、現在、県の保健所が行っている地域の保健医療・精神保健・感染症予防・環境衛生の業務を引き継ぐとともに、これまで市の保健センターが担ってきた健康づくりや母子健康、さらに発達支援、虐待防止などの子育て支援に関する一連の業務との連携を図っていくこととしています。

健康・子育て支援の拠点に

本市は、「誰もが健康に暮らすことができ、安心して子育てできる環境づくり」を優先すべき施策の一つとして位置づけています。また、健康づくりや子育て支援サービスの充実については、これまでも市政の大きな柱として取り組んできました。このことを踏まえ、鳥取市保健所設置基本構想(案)では、新たな保健所の整備に合わせて、駅南庁舎を健康・子育て支援の拠点とすることとしています。



としてサービスの提供を行っています。この一帯には、他にも保健所に関する機関が立地しており、これらの相乗効果が期待されます。また、必要となる施設の規模、利用者の公共交通の利便性や駐車場の確保、さらに、既存施設の活用観点から、駅南庁舎を活用して整備することとしています。

立地メリットを活かして 駅南庁舎を活用

現在、本市では、さきんか会館、高齢者福祉センター、さわやか会館などを福祉保健ゾーン

保健所設置検討委員会が 倉敷市保健所を視察

保健所の関係団体の代表や有識者で構成される保健所設置検討委員会では、現在市民のみならず、皆さんの健康増進と市民サービスの向上に向けた保健所の在り方について検討しています。5月25日、委員会では、中核市で先進的な取り組みをしている倉敷市保健所を視察しました。

本市は、駅南庁舎に新たな保健所、保健センター、子育て支援機能を集約し、業務の連携強化を図り、保健医療、環境衛生、子育てなどの総合支援の拠点として



整備することとして、倉敷市保健所の施設では、保健センター業務も行っており、その際に子どもからお年寄りまですべての市民が健康で生きがいのある生活をおくるための支援施設「くらしき健康福祉プラザ」を有することで、周辺一帯が市民に身近なエリアとなっています。

このたびの視察を参考に、駅南庁舎の整備にあたって保健所に必要な建築、あわせて整備すべき市民サービス機能について、今後検討していくこととしています。

【中核市の移行に関すること】

問い合わせ先 本庁舎中核市推進課 ☎0857-20-3125 ☎0857-20-3040

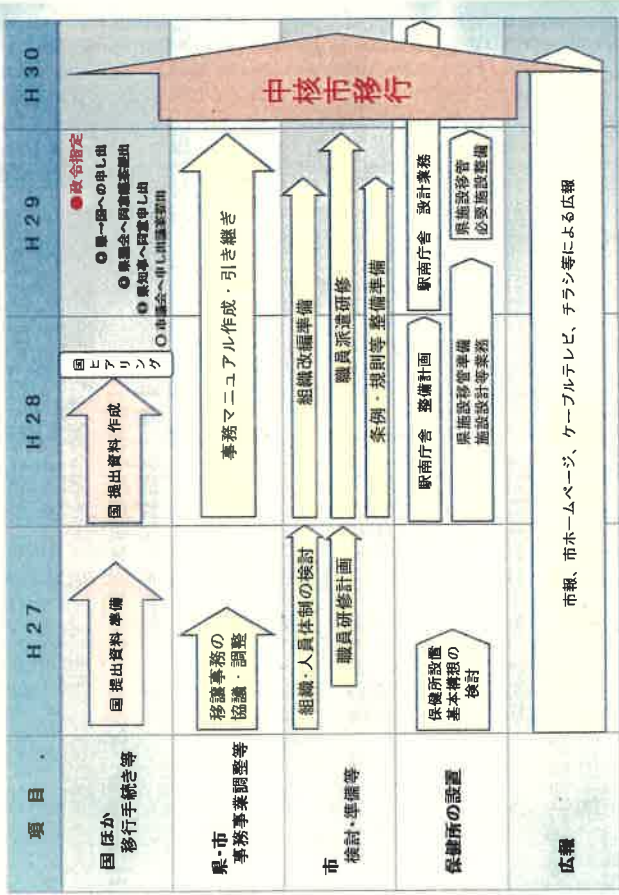
【保健所設置に関すること】

問い合わせ先 さきんか会館保健所準備室 ☎0857-20-3914 ☎0857-20-3915



鳥取市保健所はワンストップサービスを実現

中核市移行のための準備・手続きスケジュール(案)



中核市移行

中核市への移行 Q & A

Q1 中核市へ移行したら、市民・事業者の税金が上がりますか？

A 中核市への移行により、税金が上がることはありません。
「事業所税」は、人口30万人以上の市のうち政令で指定する市が行うものとされており(地方税法)、中核市への移行とは関係がありません。

Q2 中核市へ移行して、市の財政負担が増えますか？

A 中核市になると、国から交付される地方交付税が増額されるほか、県から市へ権限移譲交付金が支給されます。
これらの歳入により、中核市としての市民サービスの維持・向上を図ります。

Q3 移行時の引き継ぎや、専門的な職員の確保など、心配ないですか？

A 中核市移行までに、各分野でしっかりと引き継ぎを行うだけでなく、県・市の間で職員派遣研修を行うなどして、円滑に業務移行できるよう準備を進めます。

【問い合わせ先】

中核市移行に関する事 → 中核市推進監 TEL (0857) 20-3125
保健所の設置に関する事 → 保健所準備室 TEL (0857) 20-3914

前進！「中核市」へ

平成30年4月1日の中核市移行を目指します

- 鳥取市は、県都として、山陰東部圏域の政治・経済・文化の中心都市として発展してきました。
- 平成17年10月には、政令市、中核市に次ぐ「特例市」となっており多くの権限を受け、市民に身近なサービスの充実を図るとともに、自己決定権の拡大による自立的な都市経営の推進に努めてきました。
- しかし、平成27年4月に特例市制度は廃止されました。一方、中核市の要件は人口20万人以上に緩和され、鳥取市は中核市への移行が可能となりました。
- 全国では人口減少や地域の衰退が問題となり、持続的な行政サービスの提供が課題となる中、地方の都市では、その存在をかけた、地方創生の取り組みが始まっています。
- 国は中核市を中心とする地方圏域を「連携中核都市」圏域として、地方が踏みとどまるための拠点と位置付け、支援を強化することとしています。

中核市への移行は、本市にとつて、市民サービスの向上とともに、将来に向かって、本市と山陰東部圏域の発展の基礎となるものです。

中核市とは

都市の人口規模によって定められた都市制度の1つ

- 政令指定都市に次ぐ権限
- 住民に身近なサービスは身近な市で
- 人口20万人未満の特例市は平成32年3月末までであれば中核市へ移行できる

政令指定都市

50万人以上

中核市

30万人以上

【改正後】20万人以上

特例市

20万人以上

【廃止】平成27/4/1

一般の市

人口規模

国政指定



山陰東部圏域の発展に寄与します

連携中枢都市とは

新たな広域連携

連携中枢都市の役割

連携中枢都市の要件を満たす市と、近隣市町村が「連携協約」を締結

- ① 圏域全体の経済成長をけん引
 - 圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、連携中枢都市が成長のエンジンとなり、産学官民が連携して経済をけん引
- ② 高い次元の都市機能の集積
 - 都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まる環境を構築
- ③ 圏域全体の生活関連機能・サービスの向上
 - 都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応

役割に応じて、連携中枢都市となる市に地方財政措置(普通交付税及び特別交付税)

○ 鳥取・因幡 定住自立圏
鳥取市 + 鳥取市 4町・兵庫県新温泉町



◎ 連携中枢都市(連携中枢都市圏)
政令指定都市及び中核市が対象。
国は、連携中枢都市圏の取り組みを、財政措置等で支援。

効果・メリット

- ① 市民サービスがレベルアップします
 - 保健、医療、環境衛生など市民に身近な事務
 - ワンストップでサービスが受けられる
 - 専門的な相談など、きめ細かく、迅速なサービス提供が可能に
 - 直接市民の意見や要望を市政に反映できる
 - 環境保全の指導権限強化など、市の実情に応じた総合的な環境政策が可能に
- ② 保健所の設置とあわせて、総合的で質の高い地域保健サービスが充実します
 - 保健所業務と保健センターなどが連携し、総合的で質の高い地域保健サービスが充実
 - 駅南庁舎に、保健所、保健センター、子育て支援機能を集めることで、周辺施設との「健康・子育て等の総合支援拠点」の整備ができる
- ③ 山陰東部圏域の発展に寄与します
 - 「連携中枢都市」となることで、山陰東部圏域の一体的な発展に大きく寄与
 - 中核市としてイメージアップ
 - 拠点施設の整備や産業集積に効果

● 中核市への移譲事務

<移譲方針>
市民サービスの向上を図るため、県から円滑に事務を移譲

民生行政に関する事務 ・身体障害者手帳の交付 ・認可外保育施設支援 ・養護老人ホームの設置認可・監督等	保健衛生行政に関する事務 ・食品衛生監視指導 ・健康保持・増進のための事業実施 ・飲食店の営業許可等	環境保全行政に関する事務 ・産業廃棄物対策 ・大気汚染防止対策 ・水質汚染防止対策等	都市計画に関する事務 ・景観まちづくりの推進 ・土地区画整理事業の許認可等	文教行政に関する事務 ・県費負担教職員の研修等
---	--	--	--	-----------------------------------

健康・子育て等の総合支援拠点を整備します

平成27年3月
鳥取市保健所設置検討有識者委員会による提言

鳥取市保健所設置基本構想(案)

駅南庁舎を活用して整備

- 【駅南庁舎活用のメリット】
- 東部圏域の中心、公共交通機関の利便性や駐車場を確保できる
 - さざんか会館、高齢者福祉センター、さわやか会館などとの「福祉保健ゾーン」としての相乗効果が見込める
 - 保健所のほか、保健センター、子育て支援機能等をあわせて配置できるスペースがある
 - 現在の施設を活用することで施設整備費を抑制できる



連携中枢都市になれるのは……

- は、地方圏の指定都市、中核市、特別市、人口20万以上の市のうち、昼夜間人口比率1以上で圏域を支える都市
- は、三大都市圏

(注)人口は国勢調査時点の人口を指し、特別市は当該市界を国境線とする。地方圏指定都市については、当該市界(山陰国境線)を境として、かつ、条件付の圏域の圏域指定前において人口圏人の10%以上の人口を擁する人口圏が1以上の市を指す。

山陰地方では鳥取市と松江市が対象になります

